

(お知らせ)

普天間飛行場における令和 5 年度の回転翼機等の飛行状況調査結果について

1 調査目的

平成 1 9 年 8 月に日米合同委員会で合意された「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」(以下「報告書」という。)を踏まえ、普天間飛行場におけるテイルローター機を含む回転翼機の飛行状況を把握するため本調査を実施してきているもの。

2 調査概要及び結果

(1) 調査期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 2 9 日まで(土日、祝日(米軍の祝日を含む。))及び地元行事日を除く。)

(2) 調査方法：航跡観測装置及び映像観測装置(高所カメラ)を用いて普天間飛行場周辺を飛行する回転翼機の航跡を測定。「報告書」に記載されている場周経路や進入・出発経路に沿った飛行が行われているか否かを把握する。

(3) 調査結果

本年度の調査期間における調査結果は、以下のとおり。過去の調査結果と比較して大きな差異は見受けられなかった。

ア 場周経路について

全般的に「報告書」に記載されている場周経路に沿った飛行航跡であることを確認した。

イ 北東向き滑走路使用時の進入・出発経路について

全般的に「報告書」に記載されている進入・出発経路に沿った飛行航跡であることを確認した。特に、タンゴ・ポイント(中城村津覇付近)から飛行場への進入経路の大部分は、宜野湾市の住宅密集地域を迂回する飛行航跡(前田高地付近を通過し飛行場へ向かう経路)であることを確認した。

ウ 南西向き滑走路使用時の進入・出発経路について

全般的に「報告書」に記載されている進入・出発経路に沿った飛行航跡であることを確認した。特に、飛行場からタンゴ・ポイントへ向かう出発経路の大部分は、飛行場を離陸後、宜野湾市の住宅密集地域の南側を迂回する飛行航跡(沖縄自動車道西原 I C の南側又は北側を通過しタンゴ・ポイントへ向かう経路)であることを確認した。

3 評価

2のとおり、調査結果から、米軍機は、全般的に平成19年8月に日米合同委員会で合意した「報告書」に記載されている場周経路を含む飛行経路に従った運用をしているものと評価することができる。

防衛省から米軍に対し、かかる評価について説明するとともに、「報告書」に基づく措置を引き続き確実に履行すること、航空機騒音規制措置を遵守すること、そのほか普天間飛行場における米軍機の運用により周辺住民に与える影響を最小限にとどめることを求めた。

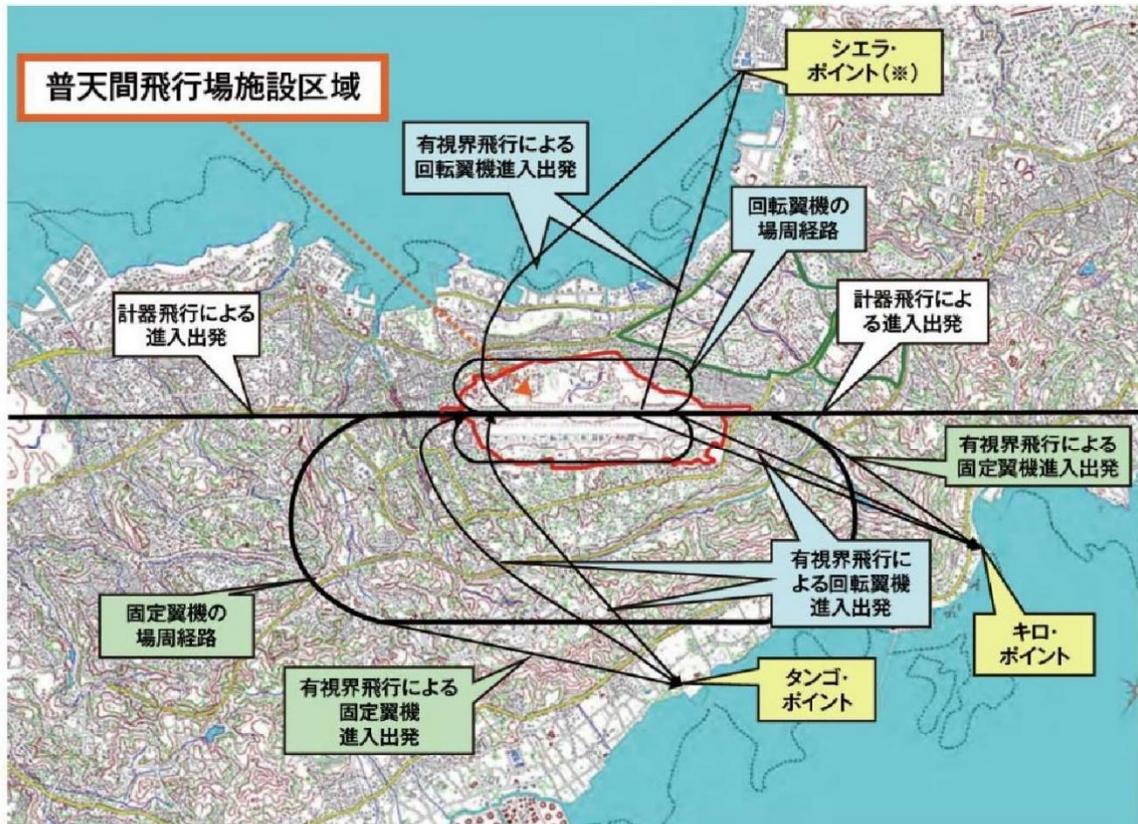
これに対し米軍からは、引き続き、報告書に基づく対策の実施を確保し、航空機騒音規制措置を遵守し、外来機も含め航空機搭乗員等への継続的な教育を通して、地元にあぼす騒音の軽減対策を講じるよう努めるとともに、常に飛行の安全確保を最優先する旨の回答を得ている。

以 上

(問い合わせ先)
沖縄防衛局企画部連絡調整課
課長 平田 裕哉
電話 098-921-8131

参考

- 普天間飛行場周辺の飛行経路
 (『MV-22オスプレイ』パンフレット(2012年6月 防衛省) 18頁)



※ 航空機は、通常、キロ・ポイント又はタンゴ・ポイントを経由して飛行する。シエラ・ポイントは、普天間飛行場の空域と嘉手納飛行場の空域間を飛行する際にのみ使用する。

- 報告書に記載のへりの場周経路と出発・進入経路の概略図

